



2024年11月25日

各位

会社名 タカセ株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 大宮司 典夫  
(コード番号：9087・東証スタンダード市場)  
問合せ先 管理本部財務部長 吉田 吉与  
(TEL. 03-3571-9497)

### 譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年1月22日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 8,300株
(3) 処分価額	1株につき1,190円
(4) 処分総額	9,877,000円
(5) 割当予定先	当社従業員 40名 4,000株 当社子会社従業員 43名 4,300株

#### 2. 処分の目的及び理由

2024年8月26日付「譲渡制限付株式制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社及び当社子会社の従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社の企業価値の持続的な向上を目指すとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2024年8月26日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、その他諸般の事情を勘案し、当社の従業員40名及び当社子会社の従業員43名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭債権合計9,877,000円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当対象者が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式8,300株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭債権が支給されるものであるため、本制度の導入によって割当対象者の賃金が減額されることはありません。

#### <株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

2025年1月22日から2035年1月21日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当

株式について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社及び当社子会社の従業員の状態にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、病気や死亡により退職した場合又は定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由と認めた場合により退職した場合、当該時点(但し、当該時点が2025年6月30日以前である場合には、2025年7月1日(以降)において割当対象者が保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日に取引が成立しなかったことを受け、それに先立つ直前取引日(2024年11月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,190円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上